

わが家

迎春

第16号

1995. 1. 1

鴨川法律事務所



樹木が原告になる？

坂 元 和 夫

一、環境訴訟の原告適格

開発による自然環境の破壊をどのようにして防ぐか、市民、科学者、法律家、政治家、環境保護団体などがいろいろと努力しています。立法、行政の立ち遅れを補うものとして、訴訟という手段に訴える事例も増えてきました。この場合に問題となるのが原告となる資格（当事者適格）です。

かけている動植物の種の保存とかになると、保全の必要があることは誰も否定できないのに、この意味での原告適格を持つ人を見つけることは困難です。このような場合には、保全についての利害・関心が広い範囲の人々（後続世代を含めて）の間に薄く拡散しているからです。

最近、環境権に代えて、人は誰でも自然享有権を有するのだという提言がなされるようになりました。斬新な発想ですし、これが国の施策の中に基本理念として取り入れられるならば、環境保護行政は巨歩を進めることになるでしょう。しかし、自然環境保全訴訟の原告適格という問題について

では、単に、薄い利害関係を権利と言い換えたただけではないかという意地の悪い批判があるかもしれません。

二、ミネラル・キング事件

今から二十数年前に、アメリカのネバダ州にある国有林の鳥獣保護区ミネラル・キング溪谷に大規模なリゾート開発が計画されました。これに対して、自然保護団体であるシエラ・クラブがその差止めを求めて提訴しました。連邦最高裁は、シエラ・クラブの原告適格を否定して訴えを却けましたが、ダグラス判事は、判決の中で、「ブルドーザーによって略奪され損傷され侵害されつつある山や川や樹木の名で訴えが起こせるような連邦規則を作るべきだ。本訴訟は、シエラ・クラブ対モートン（内務長官）ではなく、ミネラル・キング対モートンと名付けるのが適当であろう」という少数意見を述べました。

的代弁をしているのではないかと主張しました。

三、人間中心主義に対する疑問

このダグラス判事の意見は、実は、南カリフォルニア大学ロースクール教授のクリストファー・ストーンの「樹木の当事者適格」という画期的な論文に触発されたものです。ストーン教授は、「動植物や無生物にも法的権利が拡張されるべきであり、その名で自らに對する侵害に對し法的に争うことを可能にすべきだ」と主張しました。同教授は、これが荒唐無稽な考え方でないことを強調し、「歴史的にみると、子供、女性、囚人、外国人、黒人、インディアン、精神異常者は、かつては、権利の対象すなわち事物として扱われてきたが、次第に権利の主体として認められるようになってきた。これが自然物にも拡張されることは少しもおかしくない」とし、現に、会社、学校、財団、船舶あるいは国などの多くの無生物に法的権利の保有（法人格）が認められ、人間が法的代弁をしているのではないかと主張しました。

自然環境をより保護しやすくするために、動植物や自然物に権利主体となることがを認めることは法技術的に可能であるし、少なくとも、立法政策として非常に有効な方法であるように思われます。権利主体の拡張の歴史や法人格の擬制の例示は説得力がありますし、自然物が得た損害賠償金を後見人（法的代弁者）が信託財産として管理し、自然物が他に被害を与えたときには、そこから損害賠償をするという発想も実際的です。しかし、難解なストーン教授の論文を拾い読みするうちに、この考え方を功利的な見地から主張するのが彼の本旨ではないことを知りました。倫理的、哲学的な問題として、現代の人間中心主義に疑問を投げか

けているのです。「自然は人間のために存在するのか」という疑問です。

古代には、アニミズム信仰が広くみられました。万物に精霊が宿っているという信仰です。ギリシャの哲学者は、人間を特別扱いせず、原生自然のなかには、生存を中心とする一定の生物学的原理に従った法則があると考え、ローマ人は、動物も自然権を保有しているとして動物法を想定しました。また、中国や日本など東洋の国々では、もともと自然に対して謙虚な考え方をしてきました（「山川草木悉皆成仏」、「輪廻」など）。

これに対し、キリスト教的伝統は、「人間は神に擬せられて造られた自然界の主であり、神によって自然に対する支配権を与えられた」とし、西欧的な人間中心主義を確立しました。この考え方は、その後、社会経済の発展とともに功利主

義哲学と結びついて、自然に対する人間のあくなき篡奪（開発）を正当化しています。

しかし、「自然界が人間の利益のためだけに存在している」と考えるのは人間の傲慢だ」という人間中心主義に対する懐疑的な考え方は、最近になって、自然環境保護運動のなかで、生命中心主義・自然中心主義（環境主義）として復活しました。アメリカのアルド・レオポルトという人は、今から四五五年前程前に、「大地の倫理」という論文を発表しました。その中で、彼は、「倫理とは、人間が共同体の中で、行動の自由を制限する自らに課した義務をいう」と規定したうえで、構成員が相互に依存しあう共同体には、今日では人間だけでなく、自然界をも含めなければならぬことが生態学（エコロジー）によって明らかにされたとし、今や、人間は、自然界に対し

ても倫理上の義務を負っていると考えべきだと主張しました。この考え方は、今日の環境保護運動を支える「環境倫理」の思想的原点をなすものだと言われています。

四、自然環境保護運動の二つの流れ

かつて、自然界を征服し破壊し尽くそうとした人間中心主義も、それがやがて人類を死滅させることになることに気付き、自然保護を唱えるようになりました。「自然資源を賢明にかつ効率的に利用し、自然を制御しつつ永く人間の物質的利益に役立てるために保護しなければならない」という考え方で、今日の主流をなす自然環境保護思想です。これに対して、生命・自然中心主義の環境倫理を信奉する人々は、このような功利的な考え方に強く反発します。「人間のための自然保護ではなく、自然それ

自身のための保全なのだ」というのです。グリーンピース、アース・ファーストあるいは動物解放戦線といった急進的な環境主義者（ディープ・エコロジスト）は、イルカ一頭殺すことを人間一人を殺すのと同様に倫理的に許せないと言います。彼らは、材木運搬トラックの前に寝ころんだり、捕鯨用の鉤やダムでせき止められる川の土手に身体を括り付けたりしました。さらには、猿を実験室から逃し、捕鯨船に体当たりをし、樹木にスパイクを打ち込んで伐採を妨害したりするなど、の過激な実力行動にも出ています。思想的にも、現在の環境危機の根源が社会構造そのものにあるとして、生態学的アナキズム（無政府主義）を唱える者さえ現れています。

このような相容れない二つの考え方がぶつかり合っている思想的、政治的状况は、かつて奴隷解放をめぐつ

て起きたアメリカの南北戦争前によく似ており、やがて世界の平穏が危機にさらされる可能性をはらんでいると指摘する人もいます。環境解放戦争が起こるのかどうかは知りませんが、私は、この二つの考え方を止揚したところにあるべき自然環境保護の思想を見出すべきだと思います。

哲学的問題はさておき、最近、国際環境問題の分野で「持続的発展」という言葉がキーワードになり、この言葉が意味するところをめぐって激しい議論が交わされています。法律実務的には、自然環境の固有の価値が社会的に承認されることを前提として、自然のための「デュープロセスの保障（情報公開・住民参加を伴う環境アセスメント等）」や自然の「当事者適格」を制度化することが人間と自然の利益を調和させる最善の方法ではないかと考えます。



どうなっているの 「生活保護」

尾 藤 廣 喜

❖ 一本の電話から

昨年八月、ある病院の医療ソーシャルワーカーの方から、私あてに電話がかかってきました。通院中の患者さんが生活保護申請をしたところ、受け付けられなかったので、厚生大臣あてに再審査請求をしたいのだが、相談にのってほしいとのこと。

経過を聞いてみますと、この患者さんは、収入もなく、治療が必要であったので、窓口となっている町役場に、二月二三日生活保護申請にいき、申請書類の交付を再三再四求めたが、渡してもらえなかったとのことでした。

その後、三月九日になっ

て、福祉事務所職員がや々と患者さんの自宅に来て、申請書類を渡してもらえたので三月二十八日に提出したところ、三月二十八日からの申請としてしか認められなかったというのです。

患者さんは、この決定に納得がいかず、当初の二月二三日からの保護費の支給を求めて、県知事に不服申立てをしました。ところが、

県知事の決定にいわく、「生活保護の申請は、書面で行わなければならない。二月二三日には、口頭で申請しているので、その時に申請があったものとは認められない。よって、審査請求は却下。」

申請書類を渡さず、保護

の申請を妨害しておきながら、後にやっと申請すると書面による申請がない段階では申請として認められないという。生活保護法では、急迫した場合には、申請がなくても保護を行うことができるさえされているのに、いったいどうなっているのでしょうか。

❖ 林訴訟が示すもの

一方、名古屋の裁判所では、日雇労働者の林さんが訴えた裁判が注目を集めています。

林さんは、住む所もなく、折からの不況で仕事もなく、両足痛のために仕事もできず、手持金も全くなくなり、福祉事務所に生活保護の申請をしました。

ところが、福祉事務所では、指定した病院での一日の受診だけは医療扶助を開始して認め、即席麺を一つだけ渡しました。ところが、この病院の「就労可」との診断結果だけで、就職の見

通しもなく、全く収入もないのに、保護を開始した翌日付で保護を廃止してしまったのです。

林さんは、この処分を違法として、処分の取消しと損害賠償を求める訴えを起したのです。

もともと保護の申請があったときは、福祉事務所は、第一に、保護を必要とする状態であるのかどうか、第二に、保護を必要とするときには、給付する保護の種類や程度、方法を判断して、決定しなければならぬことになっています。福祉事務所は、林さんが生活保護を必要とする状態にあることは認めたのですから、生活費があるのか、住居などの負担ができるのかを検討して保護の内容を決定しなければなりません。全くこの検討を行っていません。しかも、収入も全くないのに、翌日に保護を廃止する理由は全くありません。このような処分がなされ

た背景には、「日雇労働者」に対しては、一日の医療扶助しか認めないという福祉事務所の違法な「行政慣行」がまかり通っている実態があるのです。

❖ 生存権保障の意味

人は誰もが、健康で文化的な最低限度の生活を保障される権利を持っています。誰もが病気になるったり、失業したり、離婚したり、その他何らかの突然の理由で収入が減少する可能性があります。生活保護は、そのような場合に、人々の底支えをしてくれる制度です。

最近、秋田の加藤訴訟、京都の柳園訴訟と福祉事務所の処分の違法性を厳しく指摘した判決が相次いでいます。

生活保護制度がどのように運用されているかは、その国の福祉の充実度をはかるバロメーターです。私たち市民としても、十分な関心を持つ必要があります。



弁護士と公益活動

山崎 浩一

■映画にみる弁護士

アメリカ映画「依頼人」には、弁護士が病院の中で交通事故で怪我をして入院している患者に、自分に損害賠償請求をまかせれば、多額の賠償金がとれるということで勧誘するシーンがでてきます。このような弁護士はアンビュランス・チェイサーとして軽蔑されています。その対極にあるのが、「法律事務所」という映画に見られる大企業顧問の巨大ローファームです。

しかし、アメリカの弁護士をこのように一面的に見るだけでは、アメリカ社会において弁護士が果たしている重要な役割を見落とすこととなります。

■貧困者の援助

数年前、ニューヨークの法律事務所を訪問した際、リーガル・エイド・ソサイエティーの会長から貧困者に対する援助活動の話しを聞くことができました。このソサイエティーは一八七六年以来、非営利公共サービス法律事務所として、弁護士費用を支払えない人々の訴訟代理をしてきたとのこと。現在では二二の事務所に九五〇人の専従の弁護士が勤務するまでになりました。刑事、少年、民事など毎年二五万人の訴訟事務を取り扱っているそうです。

資金的には、法律事務所や各種基金、会社、一般人などから出される寄付金と政府の補助金が財源となっているそうです。

■公設弁護人事務所

シアトルのパブリック・ディフェンダー・オフィスは、弁護士費用を支払う余裕のない人々のあらゆる事件を取り扱っています。九〇人の弁護士が勤務している事務所ですが、資金は郡から支給されていて、依頼者からは費用は受け取らないそうです。

この事務所勤務している弁護士の月給は、四一〇〇ドル程度で、給料だけを考えれば、大きなローファームに勤務する方が収入はいいのですが、毎年定員以上の応募があるそうです。

■環境保護団体の弁護士

一昨年訪れたボストンの環境保護法律家財団には、一五人の専属の弁護士がいて、大気汚染、酸性雨、殺虫剤などあらゆる環境問題について裁判手続きを通じて活動しています。この財団はロックフェラーやフォードなどの大企業の寄付によ

り成立し、運営されています。

■多様な活動をする弁護士

このように、アメリカの弁護士は補助金や寄付による財政基盤をもちつつ、様々な活動を行っています。

アメリカ法律家協会は、一九八八年の代議員会において、弁護士は少なくとも年間五〇時間を公共のために無料で提供するプロボノ活動に従事しなければならぬという決議を満場一致で採択する等アメリカの弁護士の実像は映画で見えるものとは異なっています。

■日本の弁護士の将来

日本の弁護士も、訴訟事務ばかりでなく、様々な社会問題（公益活動）に取り組むべきだという意見があります。そのためには弁護士の数を増やすことが必要でしょう。しかし、弁護士が増えれば、それだけで多くの弁護士が公益活動に参加するかというと、問題はそれほど単純ではありません。

そのためにはより多くの弁護士が、公益活動に従事すべきであるという意識をもつことが必要ではないでしょうか。他にも二つの条件が必要ではないかと思っています。

一つは弁護士の公益活動に対する社会の意識であり、他方はこれを可能とする財政面です。弁護士が公益活動をすることは社会的要請であり、社会全体として、弁護士の公益活動を支援していくという意識が必要です。しかも、その支援は、政府だけにまかせるのではなく、企業や一般市民が寄付という形で行うという参加意識も必要でしょう。このことが弁護士の公益活動に対する義務感を強め、同時に財政基盤を作ることになるのです。

このような意識が市民の共通のものとなれば、弁護士の公益活動は飛躍的に充実することになると思います。



夫婦の絆

杉本孝子

或る夫婦

四〇年近い歴史のある夫婦の妻の方が、長年にわたる精神的苦痛に耐えられないうとして、定年間近かの夫に離婚を求めました。夫は、妻の真意がわからず円満同居を希望しました。社会的な立場から世間体ばかりを気にし、長年家庭を守ってきた妻の貢献を全く認めないどころか、暴言を吐くなどする夫に対し、妻の気持ちは変わりませんでした。慌てて夫は退職を早め、退職の挨拶回りに付いてきてくれることを最後の願いとしました。妻は、それだけはなんとしても、と、初めて自分の意思を通して拒

みました。退職金の一部さえ要らないとまでいう妻の意思の固さに夫も離婚に同意せざるをえませんでした。

或るシンポで

「家族」「夫婦」をテーマに時々講演を頼まれることがあります。法律家の仕事は、いわば病理の面からこれらのテーマに関わってきたといえましょう。結論的には、私は、妻の立場の方がまだまだ弱いと考えています。家裁における離婚調停の申立人の七割強が妻であり、しかも、妻の本心は離婚することにあるのではなく、夫が女性と別れて家族を「真に」顧み

も少なくありません。そのうえ、離婚となった場合、社会的にも経済的にも大変なのは女性の方です。もちろんこの例外も確かに増え

在であることでしょう。そのためには、女性自身精神的に自立しており、いざとなれば経済的にも自立できるだけのものを備えていることが望まれます。病理面に関わってきた私の実感であります。女性自身もって意識改革をして自立すべし、という趣旨も込めた「五年別居で離婚請求が認容」との法改正案も、この意味としては理解できましよう。

あるシンポでも、私は大略このように述べたところ、別のシンポジスト（男性の家族学者）が次のように言われしました。杉本は、遠慮がちに今述べたが、現在の世の中、家庭でも社会でも正直いって男性の方が居心地よく、変えられて困るのは男性の方である、だから、変えたいと思う方が変えていかなくては…。

或る法改正案

理想的な夫婦の在り方は、互いの人格を認め合った存

垣ではありません。しかも離婚とは無関係の家庭の妻が、夫に別居されては大変と知らずのうちに自粛してしまう危険はないものでしょうか。夫婦の構造に質的変化を来すおそれすら危惧され、皮肉にも、改正案の意図するところと逆にならないければ幸いです。

或る秘訣

―夫婦円満のために

「どんな時にも、互いに、相手の立場を、わずかでも考える」これまで二〇余年の仕事を通して得た感想であります。

冒頭の夫婦はその後復縁しました。退職して袴を脱いだ夫は、ようやく妻の立場を思いやることができ、妻も夫を再認識したものでしょう。女性の方が「変えた」といえるのかもしれない。それにしても、「夫婦の絆」とは何なのでしょう…。

しかし、最終、子を出産する役割を分担している女性の多くが、経済的にも自立できる道のりは決して平

子との面接*

離婚後、親権者とならなかった父母の一方（仮に父とします）と子が面接交渉できることは、今や広く知られています。この問題は、父母が協議で決めるものですが、協議が調わないときは、家庭裁判所が、決めています。これらを民法に明文化しようとの案が、昨年七月公表されました。

父は、親の情として子に会うことを希望し、子も父に会うことが自然であって、何も問題にならない場合もあるでしょう。

しかし、まだ幼い子が、父に会うたび熱を出したりして、子にとって父との面接が負担になるときもあります。もしかして、子の心の深い部分に、父に会いたくないものが潜んでいる

のかも知れません。或いは父の方に、子の精神力、体力等への配慮が足りない場合もあるでしょう。反対に、母の方が、子が父に会いに出かけるのを内心快く思っていないため、子は母を裏切るような罪悪感を抱き、これが精神的に負担となっている場合もあるでしょう。

面接するかどうか、方法や回数等を決めるには、子にとって父との面接が必要か、子の年齢、意思、父に対する感情等を総合した「子の利益」が最優先されなければなりません。場合によっては、母の身内の者が立ち会うとか、子が落ち着くまで一時期面接を控えて写真を渡すだけにし、後日検討し直す等のさまざまな方法、工夫が考えられましょう。